

福山市週休2日適用工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、持続可能な建設産業の実現に向けた労働環境の改善を目的とする週休2日適用工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「週休2日適用工事」とは、次項に掲げる週休2日の対象工事をいう。

2 この要領において「週休2日」とは、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める条件を満たすものをいう。

(1) 完全週休2日(土日) 対象期間の全ての週(原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。)毎に現場閉所又は現場休息(以下「現場閉所等」という。)を原則として土曜日及び日曜日に指定し、1週間に2日以上現場閉所等を行うものをいう。

(2) 月単位の週休2日 対象期間内の全ての月毎に現場閉所等の日数が、4週8休(現場閉所等の割合が28.5%(8日/28日)以上のものをいう。以下同じ。)以上であるものをいう。

(3) 通期の週休2日 対象期間内において現場閉所等の日数が4週8休以上のものをいう。

3 この要領において「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

4 この要領において「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

5 この要領において「対象期間」とは、工事着手日(準備期間(契約上の工事の始期から現場事務所などの設置、測量、本体工事又は仮設工事のいずれか最も早い日までの期間をいう。)を除く。)から工事の完成日(後片付け期間(契約図書に基づく工事目的物の施工が全て完了し、余剰資材等の撤去、現場の清掃等、工事の完成検査を受けるために必要な作業を行う期間をいう。)を除く。)までの期間をいう。ただし、次の期間は対象期間から除くものとする。

(1) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

(2) 工場製作のみが行われている期間

(3) 災害時の緊急対応その他受注者の責めによらず、休工又は現場作業を余儀なくされた期間

6 この要領において「発注者指定型」とは、週休2日適用工事として発注者が指定するものをいう。

7 この要領において「受注者希望型」とは、受注者が工事着手前に、発注者に対して週休2日適用工事として取り組む旨を申し出たものをいう。

(対象工事)

第3条 週休2日適用工事の対象となる工事は、請負設計金額が500万円以上の工事とし、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める工事とする。

(1) 発注者指定型 原則として、請負設計金額1億5千万円以上の工事で、発注者が指定したものとする。

(2) 受注者希望型 原則として、請負設計金額500万円以上1億5千万円未満の工事で、発注者が指定したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害復旧工事等の緊急を要する工事及び施工に必要な実日数が短い工事（原則として、実日数が20日以内のもの）は除くものとする。

3 発注者は、第1項の工事を発注する場合は、入札公告及び特記仕様書又は現場説明書に週休2日適用工事である旨を明記するものとする。

（実施方法）

第4条 週休2日は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 完全週休2日（土日） 第2条第2項第1号に定めるところにより実施するものとする。ただし、対象期間内のうち、日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことで実施できるものとする。

(2) 月単位の週休2日 第2条第2項第2号に定めるところにより実施するものとする。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所等では4週8休に満たない月又は日数が28日に満たない月においては、当該月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことにより実施できるものとする。

(3) 通期の週休2日 第2条第2項第3号に定めるところにより実施するものとする。

2 受注者は、受注した工事が発注者指定型の場合は、工事着手までに監督員に対し、実施する週休2日の区分について申し出るとともに、現場閉所（現場休息）計画表兼実績表（様式1）（以下「計画表」という。）を提出するものとする。

3 受注者は、受注した工事が受注者希望型の場合は、工事着手までに監督員に対し、週休2日実施の有無及び実施する週休2日の区分について申し出るとともに、実施する場合は計画表を提出するものとする。なお、工事着手前に週休2日を実施しない旨を申し出た場合は、工事着手後の週休2日を実施する旨の申出は受け付けないものとする。

4 受注者は、天候を理由として現場閉所等を行う場合のほか、次に掲げる場合は、監督員との協議により工事着手後であっても週休日を変更することができるものとする。

(1) 品質管理、安全管理等のため作業を継続して行う必要がある場合

(2) その他工程の都合上やむを得ない場合

5 受注者は、当該工事が週休2日適用工事である旨を土木工事（港湾工事を含む。この項及び次条第1項から第3項並びに第6条において同じ。）及び農林工事にあつては標示板の見えやすい位置に記載して工事現場に設置し、建築工事にあつては施設管理者の承諾を得て公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。この場合において、記載内容は、別記様式に定めるものを基本とするものとする。

6 受注者は、計画表に現場閉所等の状況を記入し、現場閉所等の状況が確認できる書類（工事日誌、出勤簿等をいう。）とともに毎月7日（7日が閉庁日の場合は翌開庁日）まで及び工事完成後速やかに、工事打合せ簿により監督員に提出し、確認を受けるものとする。

7 週休2日を理由とする工期延長については、認めないものとする。

8 受注者は、週休2日を実施できなくなった場合は、速やかにその旨及び理由を工事打合せ簿により監督員に報告するものとする。

（経費の補正）

第5条 発注者指定型の工事は、月単位の週休2日の経費を見込んで発注し、土木工事、建築工事及び農林工事（土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）適用工事に限る。）については、現場閉所等の実績に基づき、完全週休2日（土日）を達成したと認めた場合は、完全週休2日（土日）の補正係数を適用（港湾工事を除く。）して変更契約し、月単位の週休2日を達成できなかった場合は、月単位の週休2日の補正係数を除いて変更契約を行うものとする（農林工事（治山林道必携適用工事に限る。）については、現場閉所等の実績に基づき、月単位の週休2日を達成できず、通期の週休2日を達成したと認めた場合は、通期の週休2日の補正係数を適用し、月単位の週休2日及び通期の週休2日のいずれも達成できなかった場合は、月単位の週休2日の補正係数を除いて変更契約を行うものとする。）。

2 受注者希望型の工事は、週休2日の経費は見込まず発注し、現場閉所等の実績に基づき、土木工事、建築工事及び農林工事（土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）適用工事に限る。）については、完全週休2日（土日）（港湾工事を除く。）又は月単位の週休2日の補正係数を適用し、農林工事（治山林道必携適用工事に限る。）については、月単位の週休2日又は通期の週休2日の補正係数を適用して変更契約を行うものとする。

3 土木工事に係る経費の補正については、次の各号に掲げる現場閉所等の実績に基づき、当該各号に定める補正係数、別表土木工事市場単価の補正係数（港湾工事を除く。）及び土木工事標準単価の補正係数の表に定める補正係数を用いるものとする。ただし、港湾工事（港湾土木請負工事積算基準を適用した工事）については、月単位の週休2日を達成した場合に限り、第2号に定める補正係数及び別表港湾工事市場単価の補正係数の表に定める補正係数により、経費の補正を行うものとする。

(1) 完全週休2日（土日）

ア 労務費	1.02
イ 共通仮設費	1.02
ウ 現場管理費	1.03

(2) 月単位の週休2日

ア 労務費	1.02
イ 共通仮設費	1.01（港湾工事を除く。）
ウ 共通仮設費	1.02（港湾工事に限る。）
エ 現場管理費	1.02（港湾工事を除く。）
オ 現場管理費	1.03（港湾工事に限る。）

4 前項第1号ア及び第2号アに規定する労務費に係る補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く。）とする。

5 建築工事に係る経費については、第1号及び第2号に掲げる現場閉所等の実績に基づき、当該各号に定める補正係数、別表建築工事の補正係数、電気設備工事の補正係数及び機械設備工事の補正係数の表に定める補正係数を用いて、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費とする。）及び現場管理費を補正するものとする。ただし、市場単価及び補正市場単価を採用する場合は、第3号の式により労務費の補正をするものとし、物価資料の掲載価格（材工単価）を採用する場合は、第4号の式により労務費の補正をするものとする。

(1) 完全週休2日（土日）

ア 労務費 1.02

イ 現場管理費 1.01

(2) 月単位の週休2日

労務費 1.02

(3) 市場単価及び補正市場単価の場合

ア 新営工事の場合

(ア) 市場単価 × 新営補正係数

(イ) 補正市場単価 × 新営補正係数

イ 全館無人改修の場合（基準単価の算定）

(ア) 市場単価 × 新営補正係数

(イ) 補正市場単価 × 新営補正係数

ウ 執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）

(ア) 市場単価 × 改修補正係数

(イ) 補正市場単価 × 改修補正係数

(4) 物価資料の掲載価格（材工単価）を採用する場合

ア 新営工事、全館無人改修の場合

物価資料の掲載価格 × 新営補正係数

イ 執務並行改修の場合

物価資料の掲載価格 × 改修補正係数

6 前項第3号の基準単価及び基準補正単価とは、公共建築工事積算基準等資料によるものとし、執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、この要領別表建築工事の補正係数、電気設備工事の補正係数及び機械設備工事の補正係数の表の改修補正係数を用いた前項第3号の式により、市場単価又は補正市場単価を補正して算定するものとする。

7 農林工事に係る経費の補正については、次の各号に掲げる現場閉所等の実績に基づき、当該各号に定める補正係数、別表農林工事（土地改良工事積算基準適用工事）市場単価の補正係数及び農林工事（治山林道必携適用工事）市場単価の補正係数の表に定める市場単価並びに別表農林工事（土地改良工事積算基準適用工事）標準単価の補正係数及び農林工事（治山林道必携適用工事）標準単価の補正係数の表に定める補正係数を用いるものとする。

(1) 土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）適用工事

ア 完全週休2日（土日）

(ア) 労務費 1.02

(イ) 共通仮設費 1.05

(ウ) 現場管理費 1.06

イ 月単位の週休2日

(ア) 労務費 1.02

(イ) 共通仮設費 1.04

(ウ) 現場管理費 1.05

(2) 治山林道必携適用工事

ア 月単位の週休2日

(ア) 労務費 1.04

- (イ) 機械経費（賃料） 1.02
- (ウ) 共通仮設費 1.03
- (エ) 現場管理費 1.05

イ 通期の週休2日

- (ア) 労務費 1.02
- (イ) 機械経費（賃料） 1.02
- (ウ) 共通仮設費 1.02
- (エ) 現場管理費 1.03

8 前項第1号ア(ア)及びイ(ア)並びに第2号ア(ア)及びイ(ア)に規定する労務費に係る補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金（船舶製作工を除く。）とする。

（工事成績評定）

第6条 土木工事、建築工事及び農林工事（土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）適用工事に限る。）については、完全週休2日（土日）（港湾工事を除く。）又は月単位の週休2日を達成したとき、農林工事（治山林道必携適用工事に限る。）については、月単位の週休2日又は通期の週休2日を達成したときに工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」において評価するものとする。

2 週休2日を達成できなかった場合であっても、工事成績評定は減点しない。

（提出書類の虚偽）

第7条 計画表その他の提出資料に虚偽の記載等を行った場合は、指名除外措置の対象となる場合がある。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、2024年（令和6年）6月10日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条第5項及び別表の規定は、この要領の施行の日以後に入札の公告をした契約について適用する。

附 則

（施行期日）

この要領は、2025年（令和7年）6月1日（第4条第5項、第5条第1項、第2項、第7項及び第8項並びに第6条中農林工事に係る部分、別表農林工事（土地改良工事積算基準適用工事）市場単価の補正係数、農林工事（治山林道必携適用工事）市場単価の補正係数、農林工事（土地改良工事積算基準適用工事）標準単価の補正係数、農林工事（治山林道必携適用工事）標準単価の補正係数並びに別記様式中農林工事に係る部分については、発注者が別に定める日）から施行し、それぞれ改正後の規定の施行の日以後に積算した工事について適用する。

別表

土木工事市場単価の補正係数（港湾工事を除く。）

名称	区分	補正係数	
		月単位 の週休２日	完全 週休２日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

港湾工事市場単価の補正係数

名称	補正係数
	月単位 の週休2日
底面工	1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付	1.02
防舷材取付	1.02
車止・縁金物取付	1.02
係船柱撤去	1.02
防舷材撤去	1.02
車止撤去	1.02
電気防食取付	1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02
防砂目地板取付工（水中施工）	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01
ペトロラタム被覆	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作型枠工	1.02
異形ブロック製作コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作給熱養生	1.01

農林工事（土地改良工事積算基準適用工事）市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位 の週休２日	完全 週休２日 (土日)
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

農林工事（治山林道必携適用工事）市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		通期の週休2日	月単位の週休2日
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.04
鉄筋工（ガス圧接）		1.02	1.03
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
鉄筋挿入工（ロックボルト）		1.02	1.03

建築工事の補正係数

工種	摘要※	月単位の週休２日 及び 完全週休２日（土日）	
		新営補正係数	改修補正係数
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上ユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

電気設備工事の補正係数

工種	摘要	月単位の週休 2 日 及び 完全週休 2 日（土日）	
		新営補正係数	改修補正係数
配管工事	電線管、2 種金属線び及び同ボックス	1. 01	1. 19
	ケーブルラック	1. 01	1. 15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1. 01	1. 18
	プルボックス	1. 01	1. 13
	プルボックス用接地端子	1. 00	1. 00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1. 01	1. 14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1. 01	1. 05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1. 01	1. 15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1. 01	1. 17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1. 01	1. 01

機械設備工事の補正係数

工種	摘要	月単位の週休 2 日 及び 完全週休 2 日（土日）	
		新営補正係数	改修補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1. 01	1. 15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1. 01	1. 15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1. 02	1. 22
衛生器具設備 （ユニット除く）	取付手間のみ	1. 02	1. 22

土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位 の週休２日	完全 週休２日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02

農林工事（土地改良工事積算基準適用工事）標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位 の週休２日	完全 週休２日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
鋼橋塗装工		1.01	1.01

農林工事（治山林道必携適用工事）標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		通期 の週休２日	月単位 の週休２日
区画線工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04

① 土木工事及び農林工事

ご協力をお願いします	
週休2日適用工事	
〇〇〇〇〇を なおしています	
〇〇年〇〇月まで	
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇	
〇〇〇〇工事	
発注者	福山市 〇〇〇〇課
	電話 000-000-0000
施工者	〇〇〇〇建設株式会社
	電話 000-000-0000

② 建築工事

週休2日 適用工事

(A3サイズ以上)

③ 共通

週休2日適用工事
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。
発注者：福山市〇〇〇〇〇〇課
受注者：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(A3サイズ以上)

掲示内容

土木工事・農林工事等については①及び③、建築工事については②及び③を基本とする。